

## 委託契約書（案）

福井県（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、教職魅力発信システム構築・運用業務に関し、次の各条項および福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の定めるところにより委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

### （契約の要項）

第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。

（1）甲は、次の業務（以下、「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

委託業務名 教職魅力発信システム構築・運用業務

（2）委託業務の詳細は、別添「教職魅力発信システム構築・運用業務調達仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（3）契約金額は、金 〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税額および地方消費税の額 〇〇〇円）とする。

（4）委託期間 契約締結の日から、令和10年3月31日まで

システム構築の期限 契約締結日 ～ 令和7年11月30日

システム受入テスト 令和7年12月1日 ～ 令和7年12月31日

システム運用保守 令和8年1月1日 ～ 令和10年3月31日

（5）履行場所 福井県教育庁教職員課、福井県庁電子計算機室

### （契約保証金）

第2条 A 契約保証金は、金〇〇〇円とする。

※ 契約保証金は、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上。

※ 保険証券、保証証券が提供された場合は、保険または保証に付される金額を記載。

B 契約保証金を免除する。

※ 福井県財務規則第172条第3、5、6、7号の規定に該当する場合。

### （委託業務の実施方法）

第3条 乙は、別添の仕様書および甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、誠実にこれを履行しなければならない。

### （調査等）

第4条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し委託業務の処理状況について報告または資料の提出を求め、または必要な指示を与えることができる。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、委託業務の処理を自ら行うものとし、業務の全部または一部を第三者に委託し、もしくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項において、乙は、再委託先の承認を求める場合は、再委託先、再委託の理由、再委託する業務の内容、再委託先が取り扱う情報、およびその他再委託先に対する管理方法等を記載した「再委託承認申請書」を提出しなければならない。ただし、再委託先がさらに第三者に業務を委託（以下、「再々委託」という。）する場合には、乙は甲に「再委託および再々委託承認申請書」を提出しなければならない。この場合、再々委託先には、個人情報および甲が機密を要する旨を指定して提示した情報を扱う作業は認めないものとする。
- 3 乙は、甲に対して再委託先および再々委託先の行為について全責任を負うものとする。

(主任担当者)

第7条 乙は、委託業務の履行に関する連絡および確認を行う主任担当者をあらかじめ定め、書面をもって相手方に通知するものとする。

- 2 乙は、委託業務の履行に関する連絡および確認を原則として主任担当者を通じて書面で行うものとする。
- 3 甲が正当な理由があると書面で承認した場合を除き、乙は主任担当者の変更をしてはならない。

(実績報告および検査)

第8条 乙は、年度ごとの委託業務が完了したとき、速やかに業務完了報告書を甲に提出し、甲の命じた職員の検査を受けなければならない。

- 2 甲は委託業務が仕様書等に示すものに適合していないと認める時は、期日を定めて業務の手直しをさせることができる。この場合の費用は、乙の負担とする。

(成果物の引渡し)

第9条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、納入場所において遅滞なく成果物を甲に引き渡さなければならない。

(危険負担)

第10条 前条の規定による引渡しの前に生じた成果物の滅失、損傷等にかかる負担は、甲の責めに帰すべき理由による場合を除き、すべて乙の負担とする。

(契約不適合責任)

第11条 甲は、第9条の規定による引渡しまたは甲の履行確認を得た後、成果物または履行内容がこの契約の内容に適合しない場合には、乙の負担において成果物の修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。この場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金減額の請求または契約の解除をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、第9条の規定による引渡しの後、成果物がこの契約の内容に適合しない場合には、乙に対して損害を賠償させることができる。

(委託料の支払)

第12条 乙は、第9条の規定による甲の履行確認を得た後、甲に対して委託料の支払を請求するものとし、甲は乙からの適法な請求書を受理したときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。なお、支払いの際の振込手数料は甲の負担とする。

2 甲の責めに帰すべき理由により、前項の支払期限までに委託料を支払わない場合は、乙は甲に対して未受領金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により定められた割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) その責めに帰すべき理由によりこの契約に違反したとき。

(2) この契約を履行せず、または履行を継続することができないと認められるとき。

(3) 誠実に業務を履行する意思がないと認められるとき。

(4) 契約の履行につき、不正の行為をしたとき。

(5) 契約の解除を申し出たとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有していると認められるとき。

(違約金等)

第14条 第11条または前条の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は違約金として委託期間全期間分の委託料の100分の10に相当する金額を甲に支払うものとする。ただし、甲に違約金の額を超える損害が発生した時は、甲はその超過額を請求することができる。

2 前項の場合において、契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができるものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により甲に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負う。

2 乙は、委託業務の履行に関し、乙の故意または過失により第三者に損害を与えたときは、当該第三者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。

(著作権等の権利の処理)

第16条 乙は、委託業務の履行に関し、第三者が有する著作権、特許権等の排他的権利を侵害してはならない。

2 乙は、委託業務の実施上、前項の排他的権利を使用する必要がある場合は、その権利関係を処理するものとする。

3 乙が、前2項の規定に反したことにより甲が損害を受けた場合は、甲は、乙に対して損害賠償を請求することができるものとする。

(権利の帰属)

第17条 本契約により生じた契約目的物の所有権は、当該目的物に相当する委託料が完済されたときに、乙から甲へ移転するものとする。

2 乙は、すべての成果物が第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害していないことを保証する。ただし、甲の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。

3 本契約において生じた産業財産権の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 産業財産権を受ける権利の対象となる発明または考案（以下「発明等」という。）が主として甲の技術指導によったものであるときは、その産業財産権は甲に帰属するものとする。

(2) 前記以外の発明等は甲、乙の共有に帰属する。

4 本契約により作成される成果物の著作権の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

(1) 乙は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第27条（翻訳権、翻案権等）、第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利について、甲に無償で譲渡するものとする。

(2) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、成果物を改変または任意の著作者名で任意に公表することができることとする。

(3) 乙は、甲の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）および第19条（氏名表示権）の権利を行使することができない。

(4) 前各号にかかわらず、委託業務により作成される成果物のうち、甲と乙が従来から有していたプログラム等の著作権は、それぞれ甲と乙に帰属する。ただし、乙が従来から有していたプログラム等の著作権については、甲にその非独占的使用権が許諾されるものとする。

(履行遅延)

第18条 甲は、乙の責に帰すべき事由により契約履行期限までにその義務を履行しないときは、本契約の定めるところにより未納または未済部分に相当する金額につき、遅延日数に応じ、福井県財務規則第180条で定める割合で計算した金額を遅延利息として徴収する。

(秘密の保持)

第19条 乙は、委託業務実施中に知り得た秘密および甲の行政事務などで一般に公表されていない事項を他にもらしてはならない。

2 前項の守秘義務については、契約終了後および解除後においても同様とする。

(情報セキュリティの確保)

第20条 乙は、委託業務の実施において、別紙1「情報セキュリティに関する特記事項」を遵守し、情報セキュリティを確保するための必要な措置を講じる義務を負うとともに、当該業務で知り得た各種情報についての守秘義務を負うものとする。

2 前項の守秘義務については、委託業務終了後および解除後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第21条 乙がこの契約に関して取扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いに関し、別紙2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(グリーン購入)

第22条 乙は、事業の実施において物品等を調達する場合、「福井県庁グリーン購入推進方針(平成13年4月27日策定)」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(疑義等の決定)

第23条 この契約に定めのない事項およびこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(紛争等の解決)

第24条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第1審の管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲乙各1通を保有するものとする。ただし、本書を電磁的記録で作成する場合は、甲乙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保有するものとする。

令和7年 月 日

甲 福井県福井市大手3丁目17-1  
福井県知事 杉本 達治

乙 ○○  
○○  
○○